

計 画 書

東京都市計画公園の変更（台東区決定）

東京都市計画公園中、台東第2・2・13号花川戸公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	台東 第2・2・13号	花川戸公園	台東区花川戸一丁目及び二丁目地内	約0.53ha	広場、修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 公園の配置、利用を検討の結果、都市計画公園の区域の変更を行う。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名				
街区公園	台東 第2・2・13号	花川戸公園	新	台東区花川戸一丁目及び二丁目地内	約0.53ha	位置、区域、及び面積の変更
			旧	台東区花川戸一丁目及び二丁目地内	約0.52ha	

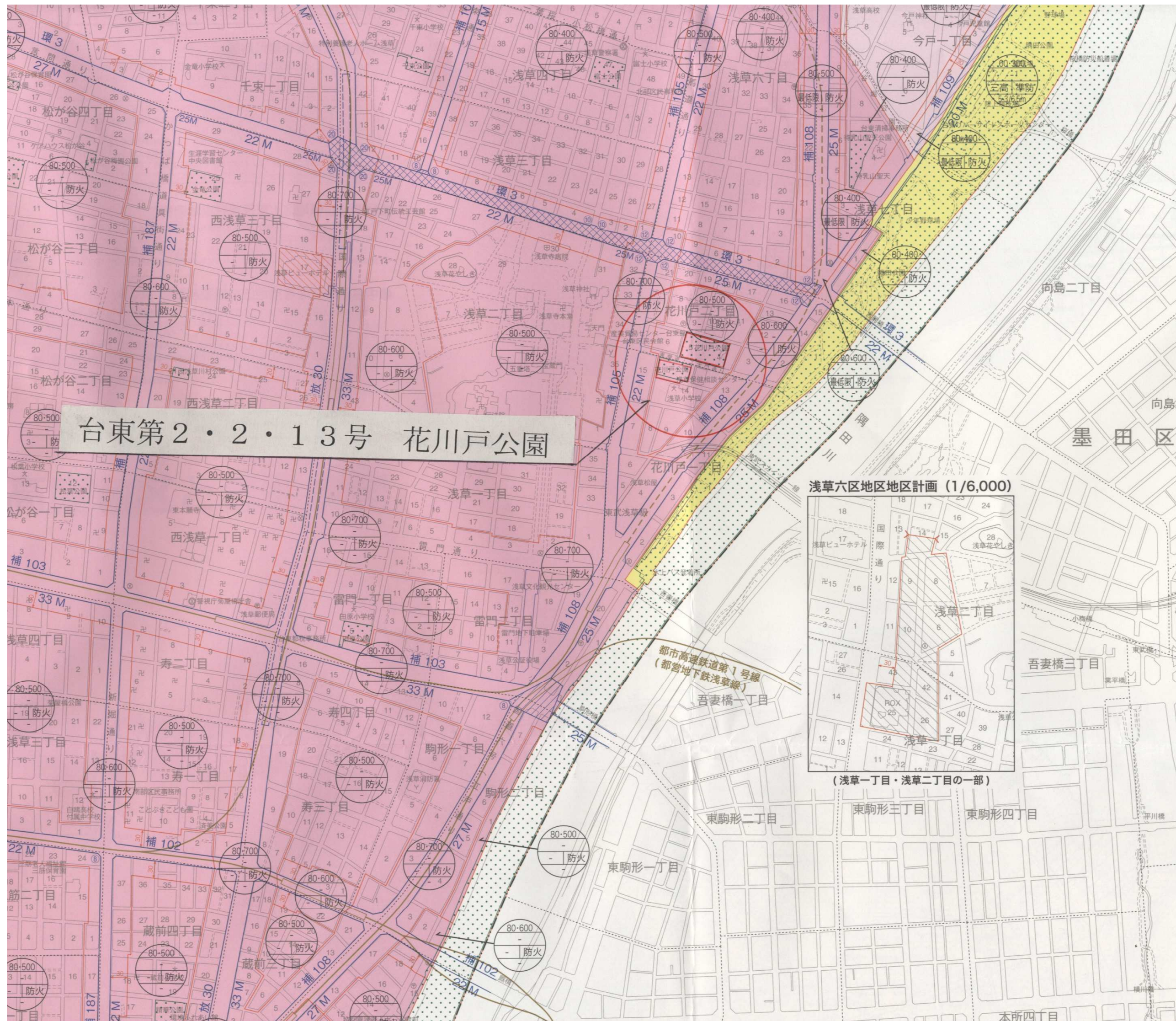
変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
台東第2・2・13号 花川戸公園	1 位置の変更 台東区花川戸一丁目及び二丁目地内 →台東区花川戸一丁目及び二丁目地内 2 区域の変更 計画図表示のとおり 3 面積の変更 約0.52ha → 約0.53ha

東京都市計画公園総括図

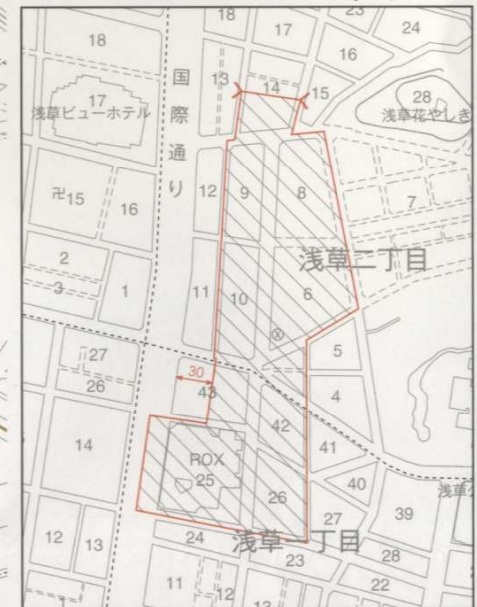
台東第2・2・13号 花川戸公園

縮尺六千分の一



台東第2・2・13号 花川戸公園

浅草六区地区地区計画 (1/6,000)



商業	店舗、事務所	上記以外の店舗 上記以外の事務所等
工場等	風俗営業	キャバレー、バー、ダンスホール マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス 2階以下かつ床面積300㎡以下 3階以上又は床面積300㎡を超える
	自動車修理等	倉庫業、自動車修理工場で床面積300㎡以下 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業で、一定規模 作業場の床面積が50㎡以下で、環境悪化等の極めて少ない 作業場の床面積が150㎡以下で、環境悪化等のおそれの少ない 作業場の床面積が150㎡を超え、又は環境悪化等のおそれの 危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある

○: 建築できるもの ①: 3,000㎡以下に限り建築可 ②: マーケット以外
×: 建築できないもの ④: 知事が指定したものを除く ⑤: 旧工場
⑥: 環境悪化等のおそれの少ないもので、作業場の
注) 本表は、建築基準法第48条~51条及び別表第二の概要であり、全

●建ぺい率

建ぺい率は、建物の建築面積の敷地面積に対する割合

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

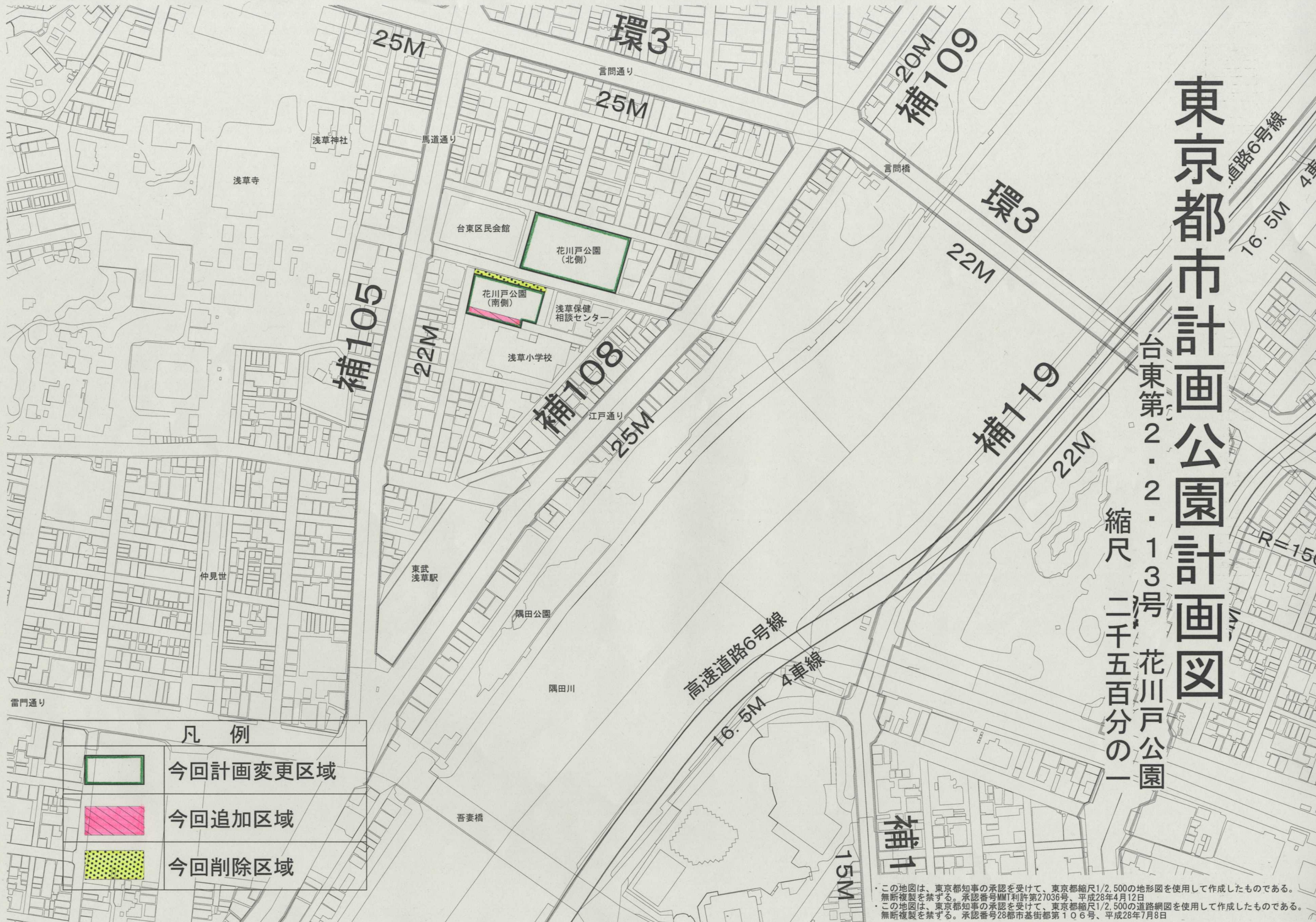
(建ぺい率制限)

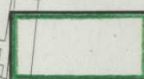


用途	地域	一般の場合	(A) 防火地域 耐火建築 場合
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域		60	70
第二種住居地域			

東京都市計画公園計画図

台東第2・2・13号 花川戸公園

縮尺 二千五百分の一



凡 例	
	今回計画変更区域
	今回追加区域
	今回削除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。承認番号MMT利許第27036号、平成28年4月12日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の道路網図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。承認番号28都市基街都第106号、平成28年7月8日